

(仮称)

いきいき安心プラン III

まつど

第5期松戸市高齢者保健福祉計画
第4期松戸市介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)

素案

平成20年12月25日現在

松 戸 市

この計画書素案は、現時点での案です。

本文中に（*）の印が付いている用語は、巻末に用語解説があります。

はじめに

「あいさつ」を挿入

平成21年3月

目 次

第1章 計画策定について	1
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の根拠	3
4 計画期間	5
5 高齢社会を取り巻く背景と課題	6
6 計画の重要なポイント	6
(1) 認知症対策の推進	7
(2) 地域ケアの推進	12
(3) 予防重視型システムの推進	17
第2章 高齢者等の現況と将来推計	19
1 人口推計と人口構造	20
2 高齢者のいる世帯	21
3 要支援・要介護認定者数の推計	22
第3章 計画事業	23
目標と計画事業の概要	24
1 生きがいづくり事業	27
(1) 就労対策	27
(2) 生きがい対策	27
2 健康づくり・予防事業	29
(1) 「健康松戸21」運動の展開	29
(2) 保健事業	29
(3) 介護予防事業（地域支援事業）	33
3 日常生活支援事業	38
(1) 日常生活支援事業	38
(2) 緊急時支援事業	39
(3) 防犯等の情報提供	39
(4) 生活保護の適正な実施	40
(5) はり・きゅう・あん摩等給付事業	40
4 居住環境整備事業	41
(1) 公的高齢者住宅の供給事業	41
(2) 高齢者の住宅増改築事業支援	41
(3) 多様な住まいの確保	41

5 高齢者にやさしいまちづくり推進事業	42
(1) 人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリーの推進	42
(2) 交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備の促進等	42
(3) ノンステップバスの拡充等	42
(4) 福祉有償運送	43
(5) 高齢者への理解等の啓発	43
6 介護保険事業	44
(1) 介護保険給付事業	44
(2) 介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備	47
(3) 介護保険施設利用者の重度者への重点化	48
(4) 任意事業（地域支援事業）	49
(5) サービスの質の確保・向上	51
(6) 介護保険料	52
(7) 適正な運営・評価	53
7 地域ケア推進事業	55
(1) 地域ケア体制の充実	55
(2) 地域ケア推進事業	59
(3) 関連計画との一体的推進	62
8 施設整備事業	63
(1) 介護保険関連施設の整備	63
(2) 養護老人ホームとケアハウス	64
(3) 老人福祉センターの活用	65
9 情報整備事業	65
(1) 情報提供の整備	65
10 介護を支える住民参加型の人材の確保事業	66
(1) 介護を支える住民参加型の人材の確保	66
11 計画の評価・推進	66
(1) 高齢者保健福祉推進会議	66
(2) 介護保険運営協議会	66
 第4章 資料編	 67
1 松戸市高齢者保健福祉推進会議・計画策定専門部会	68
2 策定の経緯	72
3 市民アンケート調査	74
4 パブリックコメント	76
5 用語解説	77

第1章 計画策定について

1 計画の趣旨

本市では、平成9年12月16日、「松戸市基本構想」が市議会で議決されました。その中に新たに本市のまちづくりの基本理念として

- (1) 人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち
- (2) 快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち
- (3) 地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち

が掲げられ、総合計画は平成10年度からスタートしています。

この基本理念に沿って、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がそれぞれ計画内容の充実を図りつつ、改訂を重ね、現在に至っています。

本市基本構想における社会福祉の施策の大綱については、「豊かな人生を支える福祉社会の実現」を標榜し、次の通り定めています。

「一人ひとりの市民が、その生涯を通してそれぞれの生活に合わせた成長発達ができ、いつでも心のはりをもった豊かな人生を送れるよう、保健・医療・福祉の機会を拡充していきます。また、思いやりのある福祉が充実し、地域の活力を維持し、増進できる地域社会をめざし、互いに支え合って生きができる福祉社会を実現します。」

このたびの、『いきいき安心プランⅡ（第4期高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画）』の改訂にあたり、新しい課題を追加し、基本的には、前期計画を踏襲し、今後の超高齢社会を見据え、これら基本理念及び施策大綱の実現を引き続き目指し、計画の充実を図っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、21世紀の松戸市が市民にとって豊かな生活が実現できるよう、また安心して安全で快適に暮らせるよう、今後の松戸市のあるべき姿をまとめた最上位計画である「松戸市総合計画」に盛り込まれている保健・医療・福祉部門の計画の一つに位置づけられます。

また、本市では、「松戸市総合計画」を受け、「高齢者保健福祉計画」の基本構想・基本計画を平成6年度から平成32年度（2020年）までを計画期間

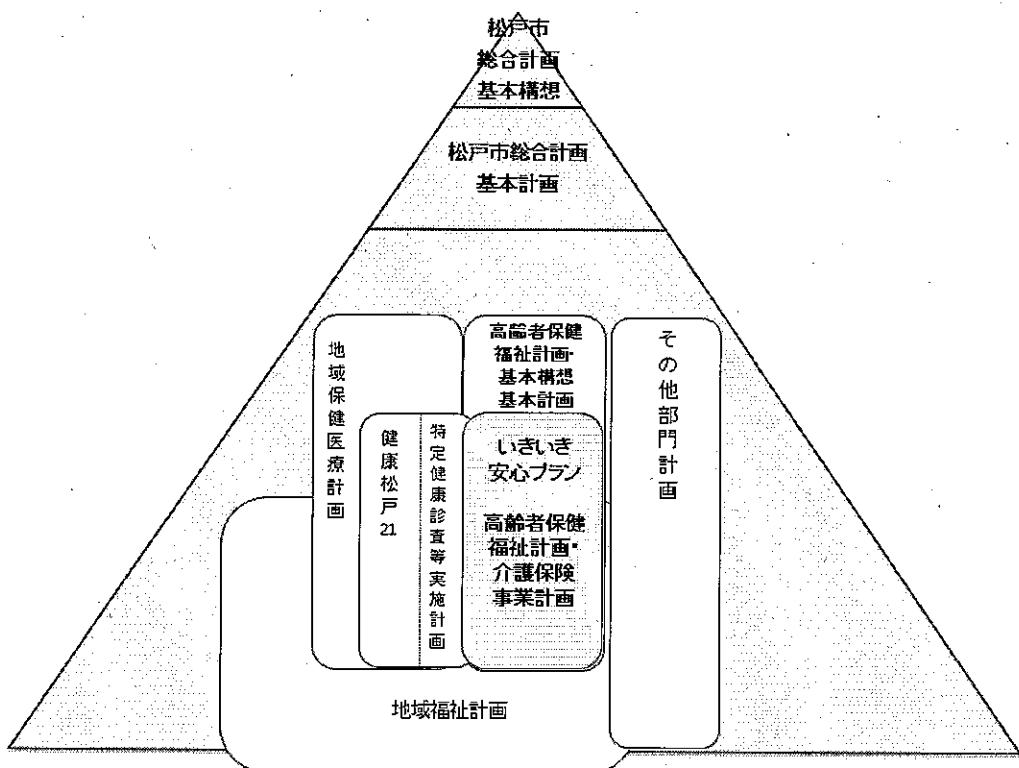
として定めています。よって、本計画は、その実施計画として位置づけられます。

部門別計画としては、このほかに、「地域福祉計画」、「地域保健医療計画」、「健康松戸21」、「特定健康診査等実施計画」をはじめ、「障害者計画」、「男女共同参画プラン」、「都市計画マスターplan」、「住宅マスターplan」、「交通パリアフリー基本構想」等の諸計画が既に策定されております。

また、市民、市民活動団体、事業者および市が目的・目標を共有し、協力・連携しながら事業に取り組むことで、市民ニーズに合った公共サービスの提供や様々な地域課題の解決を図り、豊かで活力する地域社会の実現を目指す、協働のまちづくりの着実な進行を図るため、(仮称)「協働推進計画」の策定作業を進めています。

次の図は、その関係について示したものです。

松戸市の行政計画における「いきいき安心プラン」の位置づけ(イメージ)



3 計画策定の根拠

「老人福祉計画」は「老人福祉法」第20条の8の規定に基づき、また、「介護保険事業計画」は「介護保険法」第117条の規定に基づき策定しています。

これらの高齢者福祉・介護の計画は一体的に策定することが法に定められており、これを受けて計画を改定しました。

なお、前期までは、「老人保健計画」についても、一体的に策定することと老人保健法に規定されていましたが、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された折に、「老人保健計画」の記載は削除され、法的な位置づけが無くなりましたが、本市においては、前述の通り、「高齢者保健福祉計画」の基本構想・基本計画を平成6年度から平成32年度まで定め、「疾病予防対策」としての保健を重視していますので、今期についても、保健を含め、総合的に策定することとします。

参考

老人福祉法（昭和三十八年七月十一日 法律第百三十三号）抜粋
(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標

二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策

三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一緒にのものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一緒にのものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 計画期間

本計画の期間は、平成21年度を初年度とし、平成23年度までの3か年とします。ただし、「介護保険事業計画」については、団塊の世代が高齢者となる平成27年（2015年）の高齢者像を念頭に置き、次期の計画期間（平成24年度から平成26年度まで）の最終年度である平成26年度の目標を設定しています。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定経過と今後の計画策定

平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
松戸市総合計画 基本構想 (平成10年度～平成22年度)														
松戸市総合計画 前期基本計画 (平成10年度～平成22年度) 松戸市総合計画 後期基本計画 (平成23年度～平成32年度)														
松戸市総合計画 第1次実施計画 (平成10年度～平成14年度) 松戸市総合計画 第2次実施計画 (平成15年度～平成19年度) 松戸市総合計画 第3次実施計画 (平成20年度～平成22年度) 松戸市総合計画 第4次実施計画 (平成23年度～平成25年度) 第5次実施計画														
高齢者保健福祉計画(基本計画) (平成8年度～平成22年度)※平成12年3月一部読み替 見直し														
第2期高齢者保健福祉計画 第1期介護保険事業計画 (平成12年度～平成16年度)														
見直し														
第3期高齢者保健福祉計画 第2期介護保険事業計画 (平成15年度～平成19年度)														
見直し														
第4期高齢者保健福祉計画 第3期介護保険事業計画 (平成18年度～平成20年度)														
見直し														
第5期高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画 (平成21年度～平成23年度)														
見直し														
第6期高齢者(保健)福祉計画 第5期介護保険事業計画 (平成24年度～平成26年度)														
見直し														

第一次高齢者保健福祉計画(実施計画)は平成8年度から平成11年度まで。

5 高齢社会を取り巻く背景と課題

介護保険がスタートしてから、約10年がまもなく経過します。その中で、全国的に高齢化が進んでおり、本市でも、介護保険がスタートした平成12年に高齢化率11.9%、高齢者数約56,000人でしたが、現在は、18%を超え、高齢者数は9万人に手が届く状況に増加しています。そして、高齢化は今後もさらに進展し、取り巻く環境もより変化すると考えられます。

また、平成23年度末になると、医療制度改革の一環として、介護療養型医療施設が廃止されることが決定されています。この療養病床の再編成に対応するため、都道府県ごとに「地域ケア整備構想」が策定されています

このような環境の変化に対応して、本市でも、限られた財源の費用対効果を考慮し、既存サービスの見直しを前提として、メニュー、対象、量などの検討が必要になっています。

6 計画の重要なポイント

本計画では、下記の3点を重要なポイントとして位置づけています。

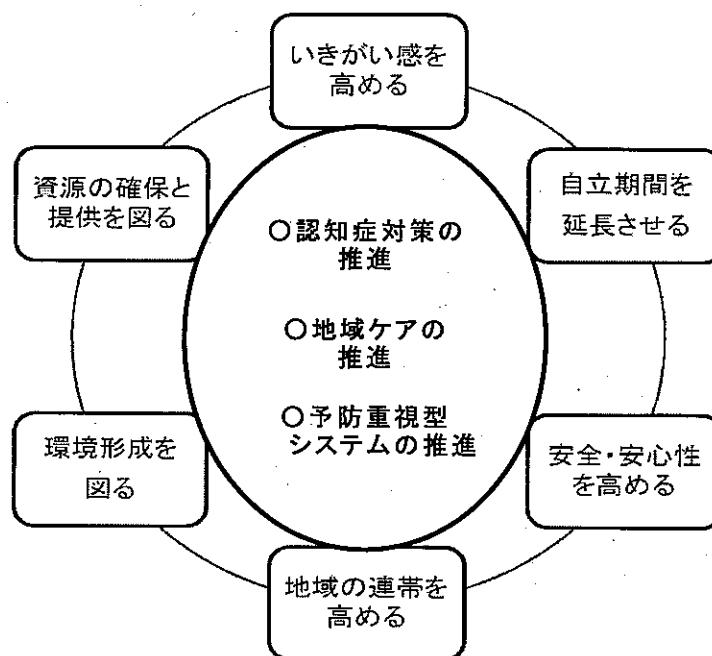
- (1) 認知症対策の推進
- (2) 地域ケアの推進
- (3) 予防重視型システムの推進

前期の『いきいき安心プランⅡ』には、「生きがい」「自立」「安全」「安心」「地域の連帯」などのキーワードがありました。また、「介護保険事業計画」では、「予防重視型システムの構築」、「地域包括システムの構築」、「認知症ケアシステムの構築」を重点的に取り組みの課題としていました。

これらの課題を踏まえ、本計画では、前計画で「介護保険事業計画」の重点的な取り組みであったポイントを、より一層推進するために、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」全体の重要なポイントとして位置づけます。これらについては、地域住民、高齢者福祉を目的とする事業者、他の高齢者福祉に関する活動を行う団体・個人等との協働により施策の推進を図ります。

計画の重要なポイントのイメージ図

基本計画に掲げる「6つの目標」を、「認知症対策の推進」を中心に、「地域ケアの推進・予防重視型システムの推進」をからめより一層の施策の推進を図ります。



重要なポイント（1）

○ 認知症対策の推進

～ 認知症にならないように

もし認知症になっても住み慣れたまちで暮らし続けられるように～

ア 介護保険要介護認定者等における認知症の状況

本市における認知症高齢者は、要介護認定者等の増加に比例し、増加し続けています。また、要介護認定者等のうち、認知症の症状がある人（自立度Ⅱ以上）は、半数を超えていました。

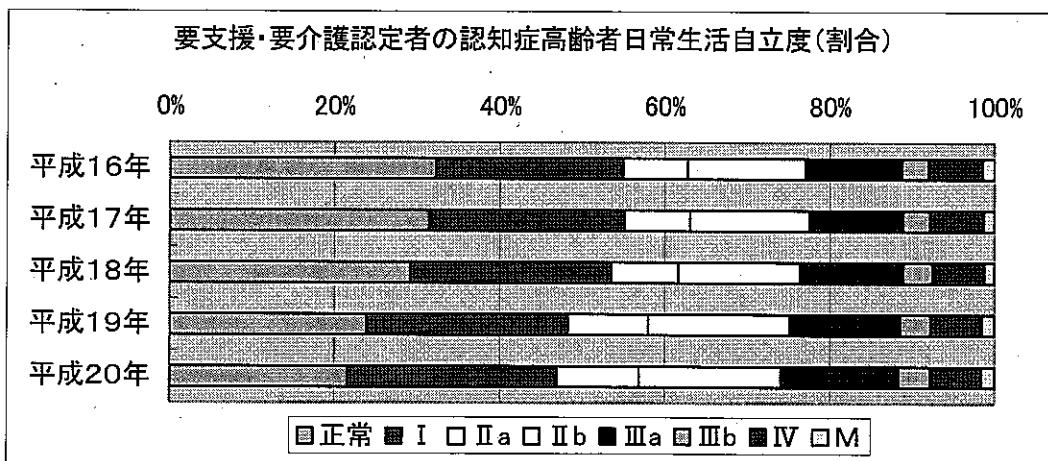
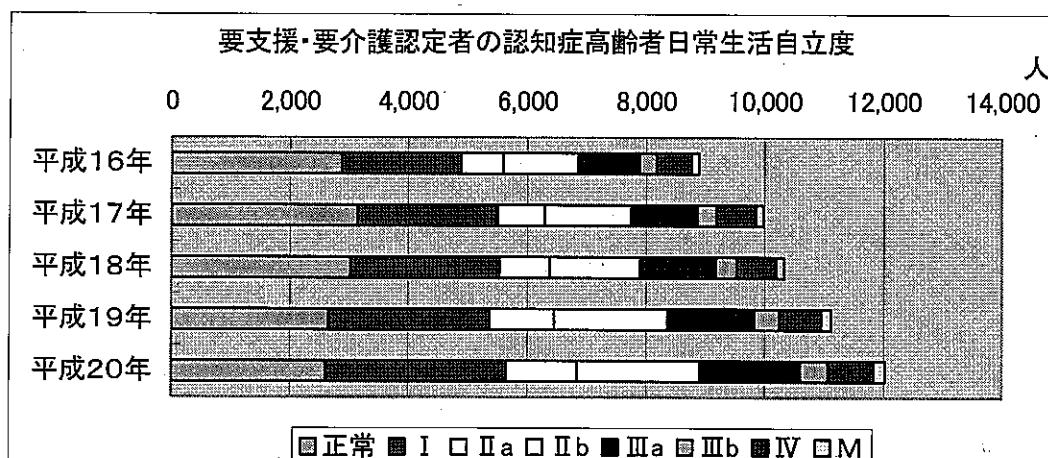
要支援・要介護認定者の認知症高齢者の日常生活自立度分布(経年比較)

	正常	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	合計
平成16年	2,879	2,008	703	1,267	1,031	292	587	131	8,898
平成17年	3,145	2,358	794	1,452	1,113	334	657	130	9,983
平成18年	3,028	2,500	847	1,524	1,284	361	658	133	10,335
平成19年	2,659	2,704	1,089	1,910	1,470	423	701	168	11,124
平成20年	2,605	3,030	1,195	2,080	1,691	466	759	195	12,021
	46.9%			53.1%					(人)

※各年4月1日に認定が有効な人

※計画用に作成したため、他の統計と一致しません

※認知症高齢者の日常生活自立度は、認定調査情報を使用



また、障害高齢者の日常生活自立度（＊）が正常からA2レベルで、認知症高齢者の日常生活自立度（＊）がIIaからMレベルの、いわゆる「動ける認知症」の人は、平成20年4月現在で、3,467人おり、認定者の約3割を占めています。「動ける認知症」の人は、徘徊（＊）などを伴う多いため、

一般的に介護の手間がかかるとされています。

要支援・要介護認定者の認知症高齢者の日常生活自立度・寝たきり度分布
(平成20年4月1日現在)

障 害 度 の 日 常 生 活 自 立 度	認知症高齢者の日常生活自立度									
	自立度	正常	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	総計
正常	13	8	6	11	0	1	1	1	0	40
J1	267	151	25	26	6	1	1	1	0	477
J2	789	713	188	289	110	21	7	2	2,119	
A1	583	629	261	492	303	83	74	5	2,430	
A2	499	782	355	626	412	94	60	7	2,835	
B1	228	361	187	273	224	58	53	1	1,385	
B2	143	253	108	250	380	120	187	13	1,454	
C1	41	65	27	49	102	37	67	5	393	
C2	42	68	38	64	154	51	309	162	888	
総計	2,605	3,030	1,195	2,080	1,691	466	759	195	12,021	

・この図表の数字は、計画用に作成したため、他の統計と一致しません

(人)

・認知症高齢者の日常生活自立度は、認定調査情報を使用

イ 現在までの取り組み

前期の『いきいき安心プランⅡ』で介護予防事業に位置づけられた認知症対策について、平成18年度から市役所内に松戸市認知症対策検討委員会・研究部会を設置し、検討を始めました。

検討委員会・研究部会では、以下の7つの事項を認知症対策の課題と設定しています。

- ①市民への認知症に関する情報提供と啓発活動
- ②認知症の早期発見システムづくり
- ③認知症予防プログラム
- ④認知症高齢者の権利擁護
- ⑤認知症高齢者の介護者支援
- ⑥関係機関との連携、支援、ネットワークづくり
- ⑦その他認知症に関すること

この7つの課題について、方向性等を検討し、「認知症予防対策実施計画」としてまとめた上で、平成19年度に重点的に取り組むべき課題として、①市民

への認知症に関する情報提供と啓発活動を設定しました。

そして、「松戸市版！認知症を知る1年キャンペーン実施要領」を作成し、事業展開を行いました。その結果、平成19年度末現在で、認知症サポーター(*) 3,391名、キャラバンメイト(*) 107名を養成することができ、市役所内を始め、市民、企業内等の職域に少しずつ認知症の正しい知識が浸透し始めました。

また、平成20年度の新たな検討・取り組み課題として、②認知症の早期発見システムづくり、③認知症予防プログラムについて、検討を行い、事業化してきました。

ウ 今後の取り組み

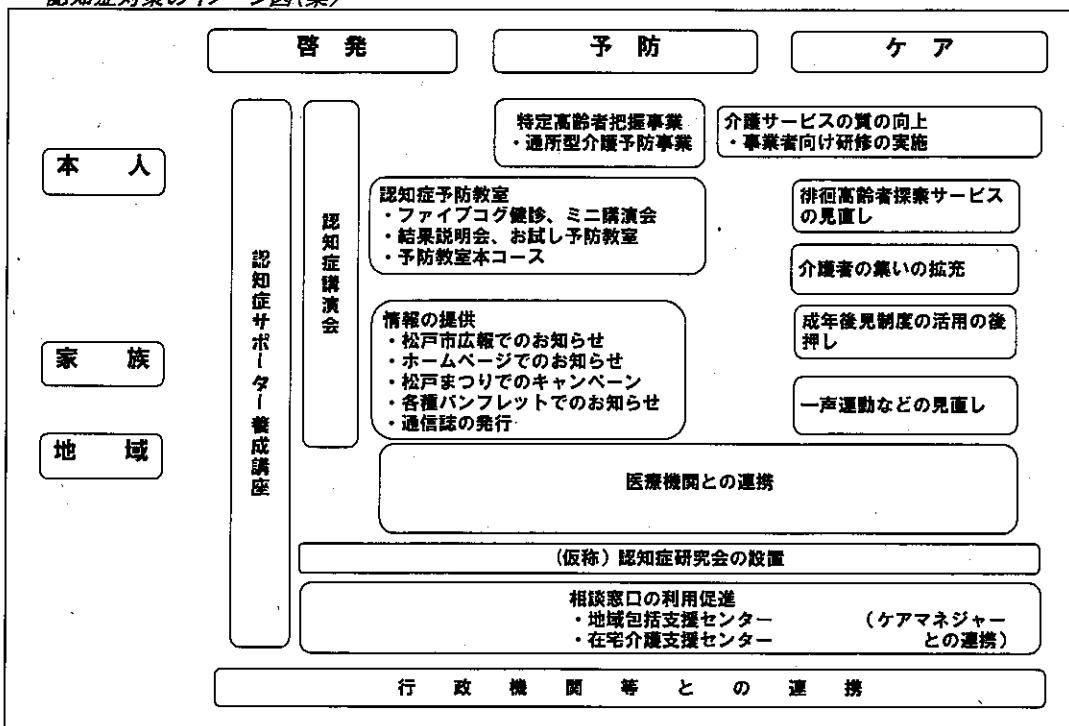
今後、松戸市認知症対策検討委員会・研究部会が設定した7つの課題について、さらに検討を進め、具体的な対応策をつくることが必要となります。

中でも、認知症の早期発見や予防については、医療との連携を図り、取り組むべき重点事項として定めています。認知症予防は元気な時から始まり、その後、重度になっても、それぞれのステージで悪くならないための予防が必要となります。

さらに、認知症の人を介護する家族支援も大切な視点であり、特に徘徊など認知症の周辺症状を抱えた高齢者を介護する家族支援についての方策を検討していきます。

このような課題を検討していくために、松戸市医師会や認知症の人と家の会等の関係機関・団体と（仮称）松戸市認知症研究会を立ち上げます。

認知症対策のイメージ図(案)



[関係項目の参照ページ]

- 1 生きがいづくり事業（シニア交流センター）27 ページ
- 2 健康づくり・予防事業（物忘れ予防教室）34 ページ、
(普及啓発) 36 ページ、
(地域介護予防活動支援事業) 36 ページ
- 6 介護保険事業（認知症高齢者見守り事業）49 ページ
- 7 地域ケア推進事業（一声運動の活性化）57 ページ

ほか

重要ポイント（2）

○ 地域ケアの推進

～ 住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように ～

ア 日常生活圏域別の人団・介護保険認定者の状況

地区社会福祉協議会を基本とした日常生活圏域は、人口でみると、最少の常盤平団地地区の約7,800人から、最多の常盤平地区の約52,500人までバラつきがあります。また、高齢化率についても、新松戸地区の14.8%から、常盤平団地地区の34.4%まで、大きなバラつきがあります。

日常生活圏域別(地区社会福祉協議会別) 人口の状況

平成20年4月1日現在

管轄センター	日常生活圏域	人口(人)	市全体に占める割合(%)	内訳							
				40~64歳		65歳以上		65歳以上人口の内訳			
				人口(人)	(%)	人口(人)	(%)	65~74歳	(%)	75歳以上	(%)
中央	本庁地区	23,104	4.9%	7,869	34.1%	3,653	15.8%	2,076	9.0%	1,577	6.8%
	明第1地区	52,194	11.0%	17,742	34.0%	8,887	17.0%	5,500	10.5%	3,387	6.5%
	明第2東地区	25,074	5.3%	8,463	33.8%	4,112	16.4%	2,545	10.1%	1,567	6.2%
	明第2西地区	29,257	6.2%	9,635	32.9%	5,885	20.1%	4,073	13.9%	1,812	6.2%
	矢切地区	18,609	3.9%	6,157	33.1%	4,141	22.3%	2,432	13.1%	1,709	9.2%
	東部地区	38,381	8.1%	12,044	31.4%	6,342	16.5%	3,912	10.2%	2,430	6.3%
	小計	186,619	39.4%	61,910	33.2%	33,020	17.7%	20,538	11.0%	12,482	6.7%
常盤平	常盤平地区	52,587	11.1%	17,784	33.8%	10,183	19.4%	6,287	12.0%	3,896	7.4%
	常盤平団地地区	7,809	1.6%	2,892	37.0%	2,683	34.4%	1,705	21.8%	978	12.5%
	五香松飛台地区	34,210	7.2%	11,427	33.4%	6,833	20.0%	4,457	13.0%	2,376	6.9%
	六美六高台地区	24,489	5.2%	9,029	36.9%	3,865	15.8%	2,514	10.3%	1,351	5.5%
	小計	119,095	25.1%	41,132	34.5%	23,564	19.8%	14,963	12.6%	8,601	7.2%
小金	馬橋地区	37,706	8.0%	12,370	32.8%	6,613	17.5%	4,161	11.0%	2,452	6.5%
	小金地区	42,559	9.0%	14,433	33.9%	7,479	17.6%	4,616	10.8%	2,863	6.7%
	小金原地区	29,205	6.2%	9,385	32.1%	7,140	24.4%	4,462	15.3%	2,678	9.2%
	新松戸地区	36,834	7.8%	13,721	37.3%	5,454	14.8%	3,672	10.0%	1,782	4.8%
	馬橋西地区	21,709	4.6%	7,368	33.9%	3,884	17.9%	2,588	11.9%	1,296	6.0%
	小計	168,013	35.5%	57,277	34.1%	30,570	18.2%	19,499	11.6%	11,071	6.6%
合計		473,727	100%	160,319	33.8%	87,154	18.4%	55,000	11.6%	32,154	6.8%

人口は、年齢階層別人口統計表を基に、年1回健康福祉本部で作成している福祉圏別人口集計に基づき作成

(年齢階層別人口統計表は住民基本台帳を基に作成しているため外国人が含まれない)

人口には他市町村の住所地特例者が含まれている

管轄センターは、地域包括支援センターを指す

常盤平地域包括支援センター管轄地域は、21年4月以降の圏域で記載(20年度現在の地区社会福祉協議会別)

介護保険の要介護（要支援）の認定率についても、小金原地区の11.6%から、本庁地区の15.5%まで、バラつきがあります。

日常生活圏域別(地区社会福祉協議会別) 要介護(要支援)認定者数

平成20年4月1日現在

管轄センター	日常生活圏域	要介護・要支援認定者(人)							合計	認定率 (出現率)
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
中央	本庁地区	61	93	57	95	125	78	59	568	15.5%
	明第1地区	119	227	144	222	249	147	100	1,208	13.6%
	明第2東地区	47	94	66	112	112	75	49	555	13.5%
	明第2西地区	56	131	78	144	143	93	83	728	12.4%
	矢切地区	49	106	73	108	112	67	75	590	14.2%
	東部地区	70	115	97	155	180	129	119	865	13.6%
	小計	402	766	515	836	921	589	485	4,514	13.7%
常盤平	常盤平地区	132	264	178	305	309	188	156	1,532	15.0%
	常盤平団地地区	65	75	43	58	49	28	23	341	12.7%
	五香松飛台地区	79	150	123	175	181	127	85	920	13.5%
	六実六高台地区	44	88	81	107	115	76	56	567	14.7%
	小計	320	577	425	645	654	419	320	3,360	14.3%
小金	馬橋地区	76	147	121	182	198	123	103	950	14.4%
	小金地区	101	171	145	199	212	110	94	1,032	13.8%
	小金原地区	102	170	92	142	140	112	71	829	11.6%
	新松戸地区	64	124	99	120	128	91	60	686	12.6%
	馬橋西地区	43	86	57	106	108	74	48	522	13.4%
	小計	386	698	514	749	786	510	376	4,019	13.1%
住民登録外		9	33	18	36	44	44	33	217	
合計		1,117	2,074	1,472	2,266	2,405	1,562	1,214	12,110	13.7%

※計画のために4月1日に認定が有効な人を抽出したため他の統計と一致しない

※住民登録外とは、他市町村の介護保険施設に入所している人等のこと

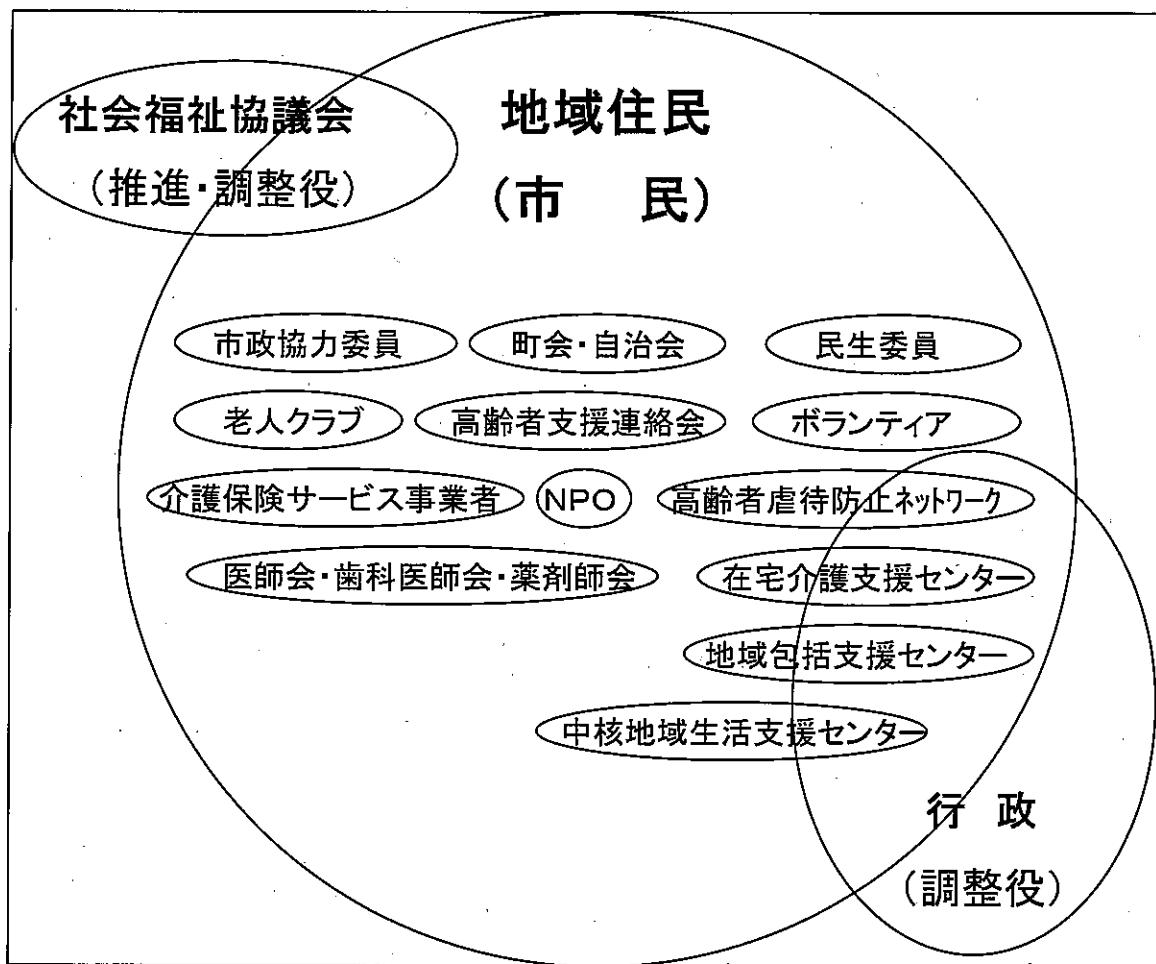
※認定率は便宜上65歳以上人口と第2号被保険者を含む認定者から算出した

※管轄センターは、地域包括支援センターを指す

※常盤平地区包括支援センター管轄地域は、21年4月以降の圏域で記載(20年度現在の地区社会福祉協議会別)

イ 今後の取り組み

地域ケア推進の主体は、「地域住民」であり、地域ケアの調整役である行政と社会福祉協議会を加えた地域ケア体制のイメージ図は次のとおりです。



今後も、これまでの先駆的な取り組みを参考に、地域性を重視し、引き続き、「松戸市地域福祉計画」と「松戸市地域福祉活動計画」との整合性を図りながら、地域活動を支援していきます。

[関係項目の参照ページ]

7 地域ケア推進事業（地域ケア体制の充実）55 ページ

（地域ケア推進事業）59 ページ

（関連計画との一体的推進）62 ページ

ほか

重要ポイント（3）

○ 予防重視型システムの推進

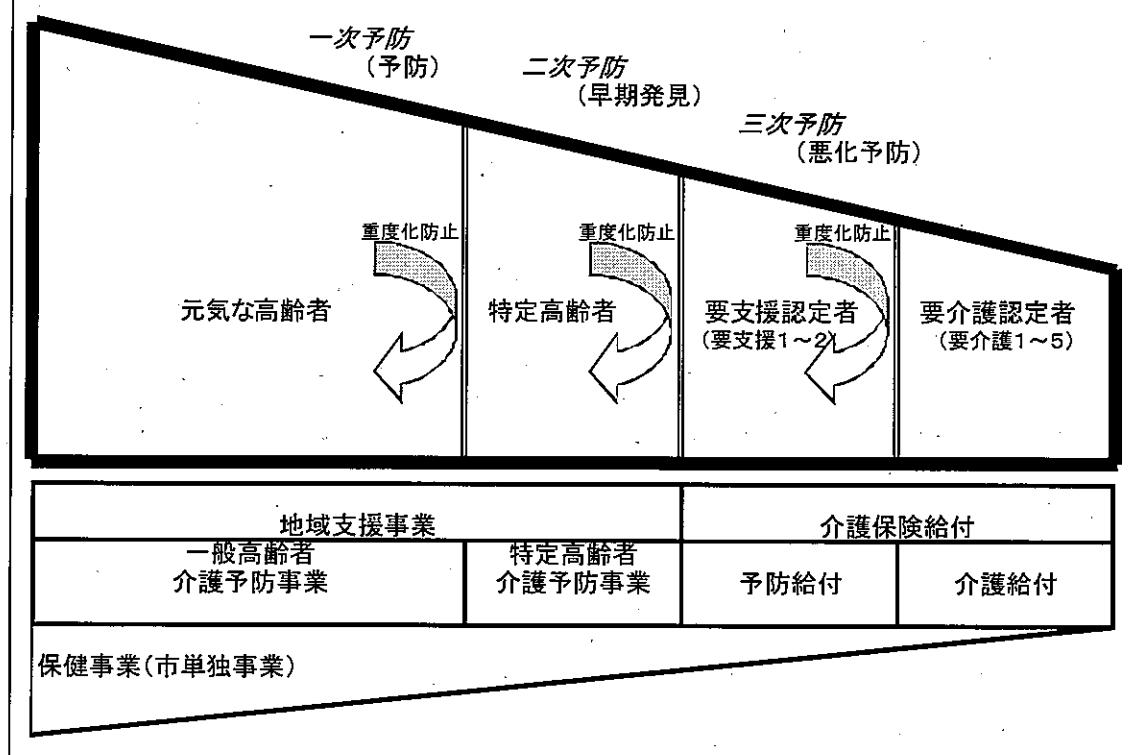
～ いつまでも元気で、介護が必要とならないように ～

「予防」という視点は、介護のみならず認知症対策・虐待防止など高齢者に関わる課題に対しても大変重要です。それは、「その人らしく」生活できる状況を継続することにもつながります。

様々な課題を「予防」するためには、市民が高齢者を取り巻く課題を正しく理解し意識を高め、その課題を「未然に防ぐ」予防活動に取り組むことが必要です。各種のネットワークを活用し、予防活動の情報提供を行い、予防活動の場を設けます。

介護予防については、地域の社会資源を活用しながら健康づくりのためのサークル活動などを行う一次予防から始まり、要支援・要介護状態を予防する二次予防、三次予防の考え方があります。介護予防の効果を高めるために特定高齢者（＊）や要支援者は、地域包括支援センターで連続して一貫したケアマネジメントを実施します。

予防重視型システムのイメージ図



[関係項目の参照ページ]

2 健康づくり・予防事業（健康松戸21運動の展開）29ページ、

（保健事業）29ページ

（介護予防事業）33ページ

7 地域ケア推進事業（地域包括支援センター）59ページ

ほか

第2章 高齢者等の現況と将来推計

1 人口推計と人口構造

本市の総人口は、48万人台で、今後も大きくは変動しないものと見込まれています。しかし、65歳以上の高齢者人口は、急激な増加が見込まれます。65歳以上の人内の内訳を見ると、65歳から74歳までの人は、一時的に、構成割合が下がることが見込まれますが、75歳以上のは、急激に増加していくことが見込まれます。高齢化率は、現在、約18%となっていますが、今期計画期間中に20%台に達し、約5人に1人が、また、平成26年には、約4人に1人が高齢者になると見込まれます。

(各年10月1日現在)

年	総人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢化 率	65歳以上内訳				40～64歳 (人)	割合
				65～74歳 (人)	割合	75歳以上 (人)	割合		
19	482,845	84,943	17.6%	54,019	11.2%	30,924	6.4%	163,059	33.8%
20	483,646	89,513	18.5%	56,413	11.7%	33,100	6.8%	163,586	33.8%
21	484,236	94,107	19.4%	58,676	12.1%	35,431	7.3%	164,176	33.9%
22	484,649	97,181	20.1%	59,028	12.2%	38,153	7.9%	166,298	34.3%
23	484,902	99,658	20.6%	58,634	12.1%	41,024	8.5%	169,105	34.9%
24	484,985	105,074	21.7%	61,173	12.6%	43,901	9.1%	168,760	34.8%
25	484,947	110,129	22.7%	63,532	13.1%	46,597	9.6%	168,632	34.8%
26	484,796	114,980	23.7%	66,161	13.6%	48,819	10.1%	168,124	34.7%

※平成19年のデータは、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合計したもの

また、平成20年以降は、政策調整課で推計作業中のデータを基に

健康福祉本部で独自に推計したもの

※割合は、総人口に対する各項目の構成割合

2 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は、年々増加傾向にあり、特に、平成17年の国勢調査では、高齢者夫婦世帯と単身高齢者世帯を合わせた世帯数が、高齢者のいる世帯の半分近くまで急激に増加しており、今後も、いわゆる「団塊の世代（＊）」が65歳以上の高齢期に到達するにつれて、増加が見込まれます。

松戸市の総世帯数・高齢者世帯の推移

(各年10月1日現在)

年	総世帯 (世帯)	高齢者のいる世帯					
		世帯数 (世帯)	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
2	160,724	22,879	14.2	5,203	3.2	3,187	2.0
7	172,119	29,973	17.4	7,061	4.1	5,116	3.0
12	182,703	40,817	22.3	8,149	4.5	8,609	4.7
17	192,962	53,491	27.7	12,066	6.3	12,603	6.5

※国勢調査による

参考:千葉県の一般世帯数・高齢者世帯の推計

年	一般 世帯数 (世帯)	高齢者のいる世帯					
		世帯数 (世帯)	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数 (世帯)	割合 (%)	世帯数 (世帯)	割合 (%)
17	2,304,321	558,102	24.2	201,734	8.8	136,972	5.9
22	2,379,599	685,823	28.8	251,265	10.6	183,229	7.7
27	2,421,027	830,565	34.3	303,035	12.5	238,738	9.9

※17年は国勢調査による(10月1日現在)

※22年以降は国立社会保障・人口問題研究所

「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」による

3 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の年齢構成は、過去の実績から、約4人に3人が、75歳以上の人になっています。人口推計のとおり、高齢者人口のうち、65歳から74歳の人の割合に比べ、75歳以上の人口の増加が見込まれる平成22年度から要支援・要介護認定者の割合が増加するものと推計されます。

(各年10月1日現在)

年	65歳以上 (人)	認定者数 (人)	割合	認定者数内訳(人)						
				要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
19	84,943	11,696	13.8%	1,141	2,031	1,399	2,199	2,282	1,508	1,136
20	89,513	12,340	13.8%	1,186	2,149	1,487	2,358	2,346	1,599	1,215
21	94,107	13,026	13.8%	1,254	2,267	1,572	2,489	2,475	1,688	1,281
22	97,181	13,786	14.2%	1,328	2,397	1,665	2,632	2,620	1,789	1,355
23	99,658	14,622	14.7%	1,410	2,539	1,769	2,789	2,778	1,900	1,437
24	105,074	15,556	14.8%	1,503	2,701	1,886	2,966	2,953	2,020	1,527
25	110,129	16,476	15.0%	1,593	2,859	2,001	3,141	3,126	2,140	1,616
26	114,980	17,378	15.1%	1,679	3,013	2,114	3,313	3,295	2,259	1,705

※平成19年は実績。平成20年以降は推計値

第3章 計画事業

目標と計画事業の概要

目標(基本計画)	計画事業	実施計画細目	掲載 ページ
1.いきがい感 を高める	1.生きがいづくり 事業	(1)就労対策 ア シルバー人材センターへの支援 イ 高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センターとの連携 (2)生きがい対策 ア シニア交流センターの活用 イ 生涯学習活動の推進 ウ ボランティア活動の推進 エ はつらつクラブ（老人クラブ）活動への支援 オ 介護保険利用者に対する支援	27 27 27 27 27 27 28 28 28 28 28 28
2.自立期間を 延長させる	2.健康づくり ・予防事業	(1)「健康松戸2.1」運動の展開 食育の推進 (2)保健事業 ア 予防 情報提供・普及啓発の充実 生活習慣病対策、がん対策 健康増進を目的とする事業 高齢者健康づくりイベント、機能訓練事業、 地区社会福祉協議会、老人クラブ等既存の市民団体等との健康増進協働事業 インフルエンザ予防接種 イ 早期発見 特定健康診査、 がん検診・骨そしょう症検診・成人歯科健康診査 ウ 早期対応 訪問指導、健康相談 エ 医療との連携 (3)介護予防事業（地域支援事業） ア 特定高齢者把握事業（生活機能評価） イ 通所型介護予防事業（みんなお元気クラブ） 運動器の機能向上教室 物忘れ予防教室 低栄養予防教室 口腔ケア教室 ウ 訪問型介護予防事業 閉じこもり予防・うつ予防事業 エ 介護予防特定高齢者施策評価事業 オ 介護予防普及啓発事業（一般高齢者） 介護予防手帳 普及啓発 力 地域介護予防活動支援事業 認知症予防活動ファシリテーター研修の開催 認知症予防教室の開催 介護予防活動情報提供 ヰ 介護予防一般高齢者施策評価事業	29 29 29 29 29 29 29 30 31 31 31 31 31 32 32 32 32 32 32 32 33 33 33 33 34 34 34 34 34 34 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 36 36 36 36 36 36 36 36 36 37 37

目標(基本計画)	計画事業	実施計画細目	掲載 ページ
3.安全・安心性を高める	3.日常生活支援事業	(1)日常生活支援事業 ア 移送サービス事業 イ 軽度生活援助事業 ウ 配食サービス エ ホームヘルパー派遣事業 (2)緊急時支援事業 ア 緊急通報装置事業 イ 緊急短期入所ネットワーク・緊急ルートネットワーク事業 (3)防犯等の情報提供 (4)生活保護の適正な実施 (5)はり・きゅう・あん摩等給付事業	38 38 38 38 39 39 39 39 39 40 40
	4.居住環境整備事業	(1)公的高齢者住宅の供給事業 (市営住宅の高齢者世帯等の住宅確保 県・県公社への整備要請 都市再生機構への要請等) (2)高齢者の住宅増改築事業支援(資金助成、資金貸付) (3)多様な住まいの確保	41 41 41
	5.高齢者にやさしいまちづくり推進事業	(1)人にやさしい公共施設整備指針に基づくバリアフリーの推進 (2)交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備の促進等 (3)ノンステップバスの拡充等 (4)福祉有償運送 (5)高齢者への理解等の啓発	42 42 42 43 43
	6.介護保険事業	(1)介護保険給付事業 ア 居宅系サービス(介護・予防) イ 施設系サービス ウ 地域密着型サービス (2)介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備 (3)介護保険施設利用者の重度者への重点化 (4)任意事業(地域支援事業) ア 介護給付等適正化事業 イ 認知症高齢者見守り事業 認知症サポーター養成講座 認知症介護者の集い ウ 家族介護継続支援事業 徘徊高齢者家族支援サービス事業 家族介護慰労事業 介護用品の支給 エ 成年後見制度利用支援事業 オ 福祉用具・住宅改修支援事業 カ 地域自立生活支援事業 高齢者住宅安心確保事業 介護相談員派遣事業	44 45 46 47 47 48 49 49 49 49 49 49 50 50 50 50 50 50 50 50 50

目標(基本計画)	計画事業	実施計画細目	掲載 ページ
		(5)サービスの質の確保・向上 ア 事業者研修会 イ 地域密着型サービス（指定・監督・指導権限） ウ 都道府県との連携 エ 苦情への対応 (6)介護保険料 (7)適正な運営・評価 ア 介護保険運営協議会 (地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会) イ 収納率の向上 ウ 要介護認定の適正化 エ 広報・情報提供の充実 オ 低所得者への配慮 カ 準備基金	51 51 51 51 51 52 53 53 53 53 53 53 53 54 54
4.地域の連帯を高める 5.環境形成を図る 6.資源の確保と提供を図る	7.地域ケア推進事業 8.施設整備事業 9.情報整備事業 10.介護を支える住民参加型の人材の確保事業	(1)地域ケア体制の充実 ア 民生委員・児童委員 イ 社会福祉協議会 ウ 孤独死の実態把握と「孤独死ゼロ作戦」 エ 一声運動の活性化 オ 防災体制の検討 カ 関係機関との連携（医師会・歯科医師会・薬剤師会等） キ 地域ケア拠点確保の支援 (2)地域ケア推進事業 ア 日常生活圏域 イ 地域包括支援センター ウ 在宅介護支援センター エ 高齢者虐待防止ネットワーク オ 高齢者支援連絡会 (3)関連計画との一体的推進 ア 松戸市地域福祉計画 イ 松戸市地域福祉活動計画（社会福祉協議会） (1)介護保険関連施設の整備 ア 施設サービス関連施設 イ 地域密着型サービス (2)養護老人ホームとケアハウス (3)老人福祉センターの活用 (1)情報提供の整備 (1)介護を支える住民参加型の人材の確保	55 55 55 56 57 58 58 58 59 59 59 60 60 61 62 62 62 63 63 64 64 65 65 66

計画を推進するために

11 計画の評価・推進	66
(1) 高齢者保健福祉推進会議	66
(2) 介護保険運営協議会（再掲）	66

1 生きがいづくり事業

高齢化が急速に進む中で、多くの高齢者は元気な高齢者であることから、いつまでも元気に高齢期を過ごすために、生きがいづくりは重要課題です。とりわけ高齢者がその知識と経験をいかして地域社会の担い手として活躍することができるよう、地域活動はもとより、雇用、就労環境の整備が必要です。従って、「生きがいづくり事業」をさらに支援します。

(1) 就労対策

ア シルバー人材センターへの支援

高齢者の経験や技能を生かした就労を支援し、生きがいの充実、社会参加の推進を図っている「松戸市シルバー人材センター」の事業に対し、引き続き支援します。また、事業拠点についても、引き続き、市内全域への事業展開のため、シニア交流センター内に事務所や作業所の設置スペースを提供するなど支援します。

イ 高齢者無料職業紹介所及び松戸地域職業訓練センターとの連携

松戸市社会福祉協議会が実施する高齢者職業紹介事業や、松戸地域職業訓練センター（テクノ21）と連携を密にし、シニア交流センターを拠点とした就労情報の提供機会の拡充を図ります。

なお、市社会福祉協議会が運営する高齢者無料職業紹介所を市役所本庁舎内に設置していますが、今後も引き続き、高齢者の就労希望者の利便を図ります。

(2) 生きがい対策

ア シニア交流センターの活用

高齢者の「はたらく」「まなぶ」「ふれあう」「つどう」をテーマとする生きがい対策の拠点として「シニア交流センター」が設置されています。シニア交流センターは、元気高齢者の就労支援や生きがい活動の情報を収集

し、発信する拠点として、能力開発・活用のための研修事業等の自主事業をはじめ、各種事業を展開し、元気高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを高め、健やかに生活できるよう支援します。

また、認知症対策の拠点の一つとして活用していきます。

イ 生涯学習活動の推進

千葉県生涯大学校やまつど生涯学習大学など、意欲を持った高齢者の生涯学習について、多様なプログラムと学習機会の充実に努めます。また、シニア交流センターを拠点とした自発的な学習活動への支援を行います。

ウ ボランティア活動の推進

多くの元気な高齢者が、地域の一員としての役割も持ち、高齢者のみならず全ての市民が相互に支え合い、共助の理念によるボランティア活動を開拓することは、生きがいの面からも重要であることから、社会福祉協議会、市民活動サポートセンターとさらに連携を図り、ボランティアの育成及び啓発に努めます。

エ はづらつクラブ（老人クラブ）活動への支援

地域の高齢者の自主組織である老人クラブは、近年、会員数が伸び悩んでいます。今後、地域福祉活動の担い手としてのクラブ運営やこれから高齢者になる市民にとって活動的で魅力ある老人クラブとして発展できるよう、引き続き、支援します。

オ 介護保険施設等利用者に対する支援

介護保険施設等の利用者が、いきいきと生活できるよう、介護保険サービス事業者とともに、モデル的な事業を視野に入れ、研究・検討ができるよう努めていきます。

2 健康づくり・予防事業

高齢期になってもいつまでも健康を保持し、家庭・地域・社会において活躍し続ける高齢者が増えることを目指します。このことから、健康寿命（＊）の延伸を目指に、市民一人ひとりが主体的に取り組むことができる健康づくりを総合的に推進します。

（1）「健康松戸21」運動の展開

高齢社会の中で、生涯を通じた健康づくりを進めることによって、生活の質を確保し、社会活力を維持していくことが求められています。

健康づくりは、市民一人ひとりが自らの健康について関心を持ち、毎日の生活習慣を健康的なものに改めていくという主体的な取り組みが基本になります。健康づくり計画「健康松戸21」では、健康で活力ある社会の実現を目指して、市民一人ひとりが行う健康づくりへの取り組みと、この市民の健康づくりを支援する地域の様々な社会資源との連携によって、健康づくり運動を展開します。

＜食育の推進＞

平成20年度から25年度を計画期間とする「松戸市食育推進計画～食で育む 松戸の未来～」に基づき、市民一人ひとりが食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きることができるよう、食育を推進します。

（2）保健事業

ア 予防

①情報提供・普及啓発の充実

健康づくりは、健康を害して初めてその大切さを知ることが多く、関心の薄い人に対しても常に情報を発信することが必要です。「健康松戸21」の「たばこと健康」「休養・心の健康」「アルコール」「栄養・食生活」「運動・身体活動」

「歯と歯ぐきの健康」といった様々なテーマの情報を、健康教育、健康相談その他の方法を利用して提供していきます。

また、健康づくりは、市民一人ひとりが自覚をもち、日常生活の中で実践することが基本です。このため、健康相談、健康づくりの教室やイベント等を開催し、生活習慣病の現状、原因や予防方法など、市民が自らの健康づくりに主体的に取り組むための正しい知識の普及と意識啓発を図ります。また、インターネットやテレビ、書籍等から容易に情報が得られることを踏まえ、市民が正確かつ適切な情報を把握し、望ましい健康行動が選択できるよう支援します。特に下記に示す「生活習慣病対策」「がん対策」に力を入れます。

＜生活習慣病対策＞

悪性新生物、心臓疾患、脳卒中による死亡割合や増加率は依然として高く、これらの病気は、生活習慣と密接に関係しています。また、生活習慣病と呼ばれる主な疾患には「肥満」、「高血圧症」、「糖尿病」、「脂質異常症」などがあります。近年、これらの疾患は、個々の原因で発症するというよりも、肥満、特に内臓脂肪が蓄積した肥満が大きな原因の一つと考えられています。内臓脂肪の蓄積により、さまざまな病気が引き起こされた状態を「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」と呼び、注目されています。

そこで、新たな概念であるメタボリックシンドロームについての理解と、医療制度改革に伴い実施される特定健康診査・特定保健指導の制度についての周知を図ります。そのために、パートナー講座に「メタボリックシンドローム予防」を位置づけ、広く市民に健康教育を実施します。

さらに、健康づくりのための生活改善を継続しやすいよう、地区社会福祉協議会等との協働による集団の健康教育を実施していきます。また、メタボリックシンドロームの発症要因の一つとして、喫煙も挙げられていることから、禁煙個別健康教育を継続して実施するとともに、たばこの害に対する正しい知識の普及啓発を推進します。

＜がん対策＞

平成18年に「がん対策基本法」が制定され、がん予防から治療の向上、患者の生活の質の確保等の充実が求められています。また、平成19年には、「新健康フロンティア戦略（＊）」において、がん対策「がんの早期発見の推進」として、安心・身近ながん検診の普及推進　がん検診の有用性に関する正しい情報の発信、啓発の推進が掲げられています。

本市においても、がん検診に関する正しい情報を発信し、がん検診の受診率

向上を目指します。

②健康増進を目的とする事業

＜高齢者健康づくりイベント＞

ウォーキングや川柳等を通じて「気力・体力・知力」を競い、主体的な健康づくりを啓発すると共に、心身ともに健康で自立した生活を営む元気な高齢者を増やすことを目的としたイベント、「松戸市ご長寿ハッピーコンテスト」の充実を図ります。

また、歯の健康を保つことは、充実した食生活や楽しい会話など生活の質の向上を図る上で大切であり、全身の健康に影響を与えます。8020運動（80歳になっても20本の自分の歯を保つ）推進事業の一環として、歯科医師会の主催による高齢者の「良い歯のコンクール」を継続支援します。

＜機能訓練事業（介護予防一般高齢者施策を含む）＞

膝、腰等の関節痛は、閉じこもりの原因になることから介護予防・健康増進を目的に、関節痛予防に关心をもつ市民を増やします。また、関節痛を抱えた人がそれぞれの身体の状態に合わせた改善方法を実践できるよう教室等を開催します。併せて、市民が地域でできる健康づくりについて市民とともに考え、さらに、それを地域で伝達できる人材を育成します。

＜地区社会福祉協議会、老人クラブ等既存の市民団体等との健康増進協働事業（介護予防一般高齢者施策を含む）＞

地区社会福祉協議会、老人クラブ等既存の市民団体等と協力して、保健師・栄養士・歯科衛生士・運動指導員・理学療法士が、心の健康や認知症、栄養、口腔ケア、運動等の介護予防を視点とした健康教育を実施します。また、「介護予防のために疾病を理解し、生活習慣改善のための知識を学ぶ」といった共通の目的を掲げることにより一貫的なアプローチとなり、市民一人ひとりが実践に結びつく健康教育を展開していきます。

＜インフルエンザ予防接種＞

加齢に伴う身体機能の低下により、症状が重くなりやすい高齢者に対して、

「予防接種法」に基づき、引き続き、発病や重症化の防止を図るため、インフルエンザの予防接種を行います。

イ 早期発見

「老人保健法」に基づく医療等以外の保健事業については、今般の医療制度改革において「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴って、特定健康診査、特定保健指導および「健康増進法」に基づく、がん検診や健康相談等として実施し、健康の保持・増進のための支援を行います。

＜特定健康診査・特定保健指導＞

特定健康診査は、生活習慣病を予防し、受診者が健康を維持するために、自分の健康状態を把握し適切な健康行動（受診や相談、生活習慣の改善方法）を起こすことを目的として実施しています。（関連事業は、33ページの（3）介護予防事業のアに記載しています）

＜がん検診・骨そしょう症検診・成人歯科健康診査＞

がん検診・骨そしょう症検診、成人歯科健康診査を継続して実施し、また、受診率の向上に努めながら、健康の保持、増進のための支援を行います。

ウ 早期対応

＜訪問指導＞

疾病予防、心身機能や生活機能の維持・向上、健康の保持・増進を目的として、保健師・理学療法士・栄養士・歯科衛生士が、在宅で療養している人や健康診査やがん検診の結果等で保健指導が必要な人等に対して家庭訪問を行います。

また、生活習慣病の予防、保健・医療・福祉サービスの活用方法に関する相談や調整等、介護予防に重点をおいて、保健指導を推進します。

＜健康相談＞

市民が気軽に健康について相談できるよう、市役所及び支所内にある市民健康相談室で、開庁時はいつでも健康相談に応じています。市民生活の身近な相談場所として、今後一層の周知を図り、多様な相談内容に総合的に対応できる体制づくりを推進します。

また、平成20年度より新たに開始された特定保健指導についても、面接、電話等により実施します。

工 医療との連携

高齢者の安心を支えるためには、医療との連携は欠かすことができません。いざという時の救急医療体制の充実を図っていくとともに、休日・夜間の対応、往診、かかりつけ医や薬局などを持つことを推進するなど、地域における保健医療・福祉の連携体制づくりを推進します。

(3) 介護予防事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性の高い65歳以上の高齢者（特定高齢者）を対象に、通所または訪問により、要支援・要介護状態にならないように予防を目的とした事業や、悪化の防止を目的とした事業を実施します。また、全ての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な予防につながる活動を支援します。

ア 特定高齢者把握事業（生活機能評価）

特定高齢者を把握するために、65歳以上の人全員に生活機能評価（＊）受診の周知を図り、特定健康診査等の健診事業と連携をとり、特定高齢者把握事業を行います。また、被用者保険（＊）の人には、周知と共に「基本チ

エックリスト（＊）」を送付、返送をしていただき、特定高齢者の把握をします。

また、関係機関・地域の民間組織や団体・地域住民・本人など多様なルートを経由し、「基本チェックリスト」を利用して、特定高齢者の把握に努めます。あわせて、効率的な運用についても、研究していきます。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
把握見込数	高齢者人口の 5%	高齢者人口の 5%	高齢者人口の 5%

イ 通所型介護予防事業（みんなお元気クラブ）

特定高齢者の生活の質や自己表現の向上を目指し、国が作成したマニュアルを基本として、下記の事業を実施し、効果測定を行います。

＜運動器の機能向上教室＞

自体重を利用した筋力向上トレーニングを中心に、柔軟性、バランス能力の向上を含む包括的なトレーニングを行います。また、個々の機能の状態により、マシンの利用による筋力向上トレーニングも取り入れます。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者見込数	230人	240人	250人

＜物忘れ予防教室＞

認知症予防の支援の視点を踏まえ、予防に有効とされるウォーキングなどの有酸素運動と知的活動を日々の生活の中で習慣化できるよう、指導をします。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者見込数	75人	80人	85人

<低栄養予防教室>

低栄養状態のおそれがあるか、低栄養の状態にある高齢者を対象に、集団的な栄養教室や個別的な栄養相談を実施します。また、有効性を周知していきます。

<口腔ケア教室>

口の中の衛生状態の改善のための指導、摂食・嚥下（＊）機能に関する機能訓練を、個別や集団で行います。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加者見込数	65人	70人	75人

ウ 訪問型介護予防事業

特定高齢者で心身の状況等により通所型介護予防事業に参加することが難しい方について、保健師などの専門職が自宅を訪問し、生活の状況を把握します。そのうえで、閉じこもりやうつ予防の相談・指導や、医療や通所型サービスにつなげるなどの実施方法について検討していきます。

エ 介護予防特定高齢者施策評価事業

「介護予防事業実施の効果」について、目標値の達成状況等の事業評価を実施します。

事業評価は、原則として、年度ごとに国が作成したマニュアルを基本として、プロセス評価（特定高齢者の把握方法、参加への実施方法等は適切か等）、アウトプット評価（参加人数や実施回数等）、アウトカム評価（参加者の状態変化、要介護認定者の状況等）をそれぞれ実施します。

才 介護予防普及啓発事業

<介護予防手帳>

介護予防に関する知識や情報及び各対象者の介護予防事業実施の記録等を管理・記載するため、「介護予防手帳」を作成し配布します。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
配布見込数	4,000人	4,150人	4,350人

<普及啓発>

介護予防に関する情報を提供することで、介護予防の意識を高め、予防活動につなげます。具体的には、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットを作成し、配布します。また、パートナー講座及び専門職や有識者による講演会、認知症サポーター講座も開催します。

力 地域介護予防活動支援事業 (人材育成研修、地域活動組織育成支援)

介護予防活動が身近な地域で実践できるように情報提供を行い支援します。また、介護予防活動の助けとなる人材を養成し、地域の活動を活性化します。

<認知症予防活動ファシリテーター(*) 研修の開催>

認知症予防教室の進行役となったり、地域での予防活動を進めることができる人材を養成していきます。

<認知症予防教室の開催>

シニア交流センターを活用してウォーキングやパソコンによる認知症予防プログラムを用いた認知症予防教室を開催します。

<介護予防活動情報提供>

地域で取り組まれている介護予防活動の情報を収集し、情報提供していきます。また、認知症予防の取り組みについて、地域の認知症サポーターから情報発信してもらい、自主的な活動を促進します。

キ 介護予防一般高齢者施策評価事業

事業評価は、原則として、年度ごとに国が作成したマニュアルを基本として、プロセス評価を実施します。

3 日常生活支援事業

いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護保険サービス以外の日常生活支援事業の充実に努めていきます。

(1) 日常生活支援事業

ア 移送サービス事業

家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、廐用症候群（＊）予防の観点から、外出が容易にできるようタクシー利用料の一部を助成し、閉じこもりを予防していきます。

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	60人	65人	70人	75人

イ 軽度生活援助事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活における軽度な援助サービスを提供することにより、いつまでも在宅で自立した生活が送れるよう支援していきます。

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	1,150人	1,250人	1,350人	1,450人

ウ 配食サービス

在宅で調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対し、配食サービスを提供することで、食生活の改善、健康の維持増進を図るとともに、安否確認により、状態把握に努めます。

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	1,643人	1,788人	1,933人	2,078人

エ ホームヘルパー派遣事業

身体機能の低下等により日常生活に支障があるが、介護保険で認定される状態ではない高齢者に対し、ホームヘルパーによる支援を行い、在宅での安定した日常生活の継続が図れるよう、引き続き支援していきます。

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	16人	17人	19人	22人

(2) 緊急時支援事業

ア 緊急通報装置事業

ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるように、急病などの緊急時に速やかに関係機関に通報され、迅速かつ適切な対応ができるように、緊急通報装置の設置について、適正な実施に努めます。

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	1,498人	1,545人	1,580人	1,620人

イ 緊急短期入所ネットワーク・緊急ヘルプネットワーク事業

在宅の要支援・要介護高齢者の介護者が、急な病気等により介護ができなくなった際は、市内老人福祉施設の協力を得て、介護保険制度の緊急短期入所ネットワークや本市独自の緊急ヘルプネットワークを利用し、高齢者を一時的に保護します。

(3) 防犯等の情報提供

振り込め詐欺、多重債務者問題など、犯罪や消費者トラブル等が全国的な問題となっています。安心して暮らし続けられるよう、生活安全・消費生活部門等との連携を図りながら、防犯等の情報提供に努めます。

また、「松戸市安全安心情報」が、防犯の一助となるよう周知していきます。

(4)生活保護の適正な実施

生活保護世帯の約4割が高齢者世帯となっています。高齢者世帯では、病気や介護が必要となった場合の不安が多くなることから、自立した生活に支障を来たさないよう、適正な処遇に努めます。

(5)はり・きゅう・あん摩等給付事業

65歳以上の高齢者に対して、はり、きゅう、あん摩、指圧の施術費の一部を助成します。

4 居住環境整備事業

住み慣れた地域で自立した生活を送るために、高齢者の住宅環境の充実が重要であることから、良質な住宅の確保や増改築資金への支援など充実に努めます。

(1) 公的高齢者住宅の供給事業

(市営住宅の高齢者世帯等の住宅確保、県・県公社への整備要請、都市再生機構への要請等)

高齢者の多くは、住み慣れた家や地域にいつまでも住み続けることを希望しています。その生活基盤となる住宅については、安全で快適な住みやすい住宅を確保することが重要です。

とりわけ、市営住宅の確保はもちろんのこと、千葉県や都市再生機構へも高齢者がいきいきと安心して生活できる住宅整備を要請していきます。

(2) 高齢者の住宅増改築事業支援（資金助成、資金貸付）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域（在宅）で生活ができるよう、また要支援、要介護になっても、在宅で自立した生活が送れるよう、住宅の増築や改築に係る資金の助成や貸付をしていきます。

(3) 多様な住まいの確保

多様なニーズに応えるため、介護付き有料老人ホームや住宅型有料老人ホームについても、介護保険の給付費を勘案しながら、一定量の整備に努めます。

5 高齢者にやさしいまちづくりの推進事業

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者等に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

(1) 人にやさしい公共施設整備指針に基づく バリアフリーの推進

平成20年に改訂された「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」の基本理念である「すべての市民が好きなときに好きなところへ自由に行動することにより、人や自然と出会い、多様で豊かに人とふれあい、社会参加できるような人にやさしいまちづくりをめざします。」に基づき、高齢者が地域の中で安心して生活が送れるよう、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

(2) 交通バリアフリー基本構想に基づく拠点整備の促進等

平成17年に策定した「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区での早期実現はもとより、他の地区においても推進が図れるよう、関係機関の協力を得ながら、バリアフリー化を推進していきます。

(3) ノンステップバスの拡充等

公共交通機関であるバスは、高齢者等が社会参加等での移動手段として最も身近なものです。近年ノンステップバスが普及しつつありますが、引き続き、その拡充について関係機関へ要請していきます。

(4) 福祉有償運送

NPO（＊）等の非営利法人がボランティア活動として要介護高齢者等を有償で運送していますが、平成18年に施行された改正道路運送法により、このような福祉有償運送が新たに登録制度として明確に位置づけられました。市で設置している運営協議会での協議を通じて、市内の福祉有償運送事業がより一層安全・安心な輸送サービスとして提供される体制づくりをすすめます。

(5) 高齢者への理解等の啓発

高齢者が生活しやすいまちづくりには、広く市民全体の理解が必要です。心のバリアフリー化をめざし、福祉教育の推進や広報等を活用した啓発を行います。